

## 記入例

## 行方不明手当金支給申請書

## 行方不明手当金支給申請書（第一回）

①	記号(左づ番め)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	-	1 2 3		
②	氏名	(フリガナ) センポ タロウ 船保 太郎				
③	生年月日	昭和・平成 3 3 0 3 0 3	年	月	日	
④	住所	東京 郡千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング14階				

⑤	行方不明となつた日	⑥	行方不明となつた原因			
令和	年 月 日	魚の入った網を引き揚げる際に誤って海中へ転落した。				
⑦	行方不明であつた期間 (行方不明日当日から最長3ヶ月)	令和	年 月 日	～	令和	年 月 日

⑧	行方不明手当金申請期間 (行方不明日の翌日から最長3ヶ月)	令和	年 月 日	～	令和	年 月 日		
⑨	⑧の期間の報酬支払の有無	期間	自 令和〇〇年 9 月 11 日	～	20	日間	金額	200,000 円
報酬が支払われる								
報酬が支払われない								

⑩	申請者(及び同順位者)	フリガナ	生年月日	続柄	住所
セント ハナコ		昭和 平成 令和	5 5 0 5 0 5	妻	同上
船保 花子		昭和 平成 令和	年 月 日		
		昭和 平成 令和	年 月 日		
		昭和 平成 令和	年 月 日		

ゆうちょ銀行への振込を希望される場合は、漢数字三文字の支店名をご記入ください。

⑪	振込希望口座	金融機関名称	○○	銀行 金庫 信組 信連・信漁連 農協・漁協	○○	本店 支店 出張所 本所 支所
預金種別	普通	当座	口座名義	△カタカナ(姓と名の間は1マス空けてご記入ください。濁点、半濁点は1字としてご記入ください。)		
口座番号	1 2 3 4 5 6 7	セ ン ホ ハ ナ コ		セ ン ホ ハ ナ コ	セ ン ホ ハ ナ コ	セ ン ホ ハ ナ コ

⑫	受取代理人の欄	⑪の申請者名義以外の口座に振込を希望される場合、また、同順位者がいる場合のみご記入ください。				
申請者 (同順位者) ※複数いる場合は連名	本申請に基づく給付金に関する受領を下記の代理人に委任します。			令和 年 月 日	住所 「申請者欄⑪」の住所と同じ	
代理人 (受取代表者)	氏名	(フリガナ)			委任者と代理人との関係	
	住所	(〒) ( ) 電話番号 (日中の連絡先)			( )	

① 行方不明となつた年月日、行方不明となつた原因、行方不明期間についてご記入ください。

② 行方不明日の翌日から最長3ヶ月(3ヶ月以内に発見された場合はその日まで)についてご記入ください。また、申請期間中に船舶所有者から報酬の支払いを受けられるときは、その期間及び金額についてもご記入ください。

③ 申請者についてご記入ください。子や父母等同順位者が複数いる場合は、全員について記入が必要です。被保険者(行方不明となつた方)と同居の場合、住所欄は「同上」とご記入いただいてかまいません。

④ ご希望の振込希望口座をご記入ください。預金種別についても、必ず該当するものに○をしてください。ゆうちょ銀行の口座を希望される場合は、従来の口座番号(記号・番号(13桁))ではなく、振込専用の支店名(漢数字三文字)・口座番号をご記入ください。

⑤ ⑪の申請者名義以外の口座に振込を希望される場合、また、同順位者がいる場合のみご記入ください。同順位者が複数いる場合は、代表者の方を代理人とします。

## 行方不明手当金について

被保険者が職務上の事由により行方不明となり1ヶ月以上経過したときに、行方不明となつた日の翌日から起算して3ヶ月を限度として、被扶養者に対して支給する船員保険の独自給付です。

対象者	行方不明となつた当時行方不明となつた者によって主として生計を維持されていた者で、次の順位によります。 (1)配偶者 (2)子 (3)父母 (4)孫 (5)祖父母 (6)3親等内の親族(親等の少ないものが先) (7)内縁の子 (8)内縁の配偶者の父母(それぞれ養父母が実父母より先)
-----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

支給額	1日につき、標準報酬日額相当額(標準報酬月額の30分の1に相当する額) ただし、船舶所有者から報酬が支払われている場合はその差額が支給されます。
-----	-----------------------------------------------------------------------------

支給期間	行方不明となつた日の翌日から起算して3ヶ月を限度として支給されます。 行方不明が3ヶ月以上となつたときは、行方不明となつた日に死亡したものと推定されます。
------	----------------------------------------------------------------------------------

<b>6</b> <b>⑯</b> <b>地 方 運 輸 局 等 の 証 明 欄</b>	<p>⑤欄及び⑥欄の記載事項については、船員法第19条の規定により から提出された報告書の内容と相違ないことを証明する。 ⑦欄の記載事項については、 からの申立があったことを証明する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">印</p>	<b>6</b> <b>地方運輸局等より、行方不明報告にかかる証明を受けてください。 地方運輸局等より証明を受けることができない場合は、行方不明報告書に地方運輸局長等からの原本証明を受ける必要があります。</b>
<b>7</b> <b>⑯</b> <b>船 舶 所 有 者 の 証 明 欄</b>	<p>⑨欄及び⑩欄のとおり相違ないことを証明する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>船舶所有者住所</p> <p>船舶所有者氏名</p>	<b>7</b> <b>船舶所有者より、行方不明期間中の報酬支払の有無等にかかる証明を受けてください。 証明を受けた場合でも、出勤簿と賃金台帳の写しの添付をお願いいたします。</b>

## 添付書類について

以下の書類を添付いただくようお願いします。

<b>出勤簿と賃金台帳の写し</b>	初回申請時には、行方不明のため職務に服することができなかった期間を含む賃金計算期間とその期間前1ヶ月分の出勤簿と賃金台帳の写しを添付してください。 引き続き給与の支給がない場合は、2回目以降の添付は不要です。							
<b>行方不明報告書の写し</b>	船長が地方運輸局に提出した行方不明にかかる報告書（行方不明報告書）の写しを添付してください。 ※行方不明手当金支給申請書に地方運輸局等の証明を受けられない場合は、行方不明報告書に地方運輸局等により原本証明を受けたものを添付いただく必要があります。							
<b>職務上事故証明書</b>	船舶所有者の証明した「職務上事故証明書」を添付してください。 「行方不明報告書」の内容と同じ場合でも提出が必要です。							
<b>生計維持にかかる確認書類</b>	<p>申請者が被保険者の被扶養者として届出されていない方である場合は、必要に応じて以下の書類が必要です。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 5px;">同居を確認するための書類</td> <td style="width: 66%; padding: 5px;">世帯全員分の住民票原本（続柄が省略されていないもの）</td> </tr> <tr> <td style="width: 33%; padding: 5px;">収入状況を確認するための書類</td> <td style="width: 66%; padding: 5px;">所得（非課税）証明書など</td> </tr> <tr> <td style="width: 33%; padding: 5px;">生計維持の状況を確認するための書類</td> <td style="width: 66%; padding: 5px;">定期的な仕送りの事実がわかる預貯金通帳の写しなど</td> </tr> </table> <p>※場合によっては上記以外の書類も必要となることがあります。</p>		同居を確認するための書類	世帯全員分の住民票原本（続柄が省略されていないもの）	収入状況を確認するための書類	所得（非課税）証明書など	生計維持の状況を確認するための書類	定期的な仕送りの事実がわかる預貯金通帳の写しなど
同居を確認するための書類	世帯全員分の住民票原本（続柄が省略されていないもの）							
収入状況を確認するための書類	所得（非課税）証明書など							
生計維持の状況を確認するための書類	定期的な仕送りの事実がわかる預貯金通帳の写しなど							